

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

3 ME・OA・FA問題

VDT労働

VDT(ビジュアル・ディスプレイ・ターミナル=可視表示端末機)を使う労働が、さまざまな分野に急速に導入され、作業従事者のあいだに眼精疲労、視覚障害、視力低下等の各種障害がひきおこされている。こういうなかで、労働省は一九八四年二月二七日に「ガイドラインとしてのVDT作業における労働衛生管理のあり方」を発表した(このガイドラインについては、本年鑑第三部のI「政府の労働政策」を参照のこと)。諸団体もVDT作業に関しさまざまな見解を公表している。

〔総評〕

総評マイコン調査委員会は、一九八三年七月に「コンピュータ労働の安全衛生——VDT労働について」と題する報告書(第二次)を公表した。その要旨は、以下のとおりである。

ME技術革新により雇用・失業問題などが深刻化しているが、現在、それに先行して緊急に検討しなければならないのがコンピュータ労働、とりわけVDT労働問題である。VDT職場における健康破壊は予想以上であり、労働組合の対応はかなり遅れている。今後、組合がこの問題を討議し運動化していく際のポイントは以下五つである。

第一は、安全に関する情報を収集する権利と、それを分析する能力の向上を重視すること。

第二は、新技術の導入に際し計画の段階でどのような職場条件になるのかを、労働組合が情報として確保し、その内容をめぐって協議(交渉)する権利を確立すること。

第三に、仕事の仕方について、労働組合や職場集団が介入し、決定に参加すること。

第四に、職場条件の改善について、企業をこえた社会的相場を作りあげながら、社会全体に広げていくこと。

第五に、法的制度的な改善を実現すること。(総評マイコン調査委員会 『コンピュータ労働の安全衛生』)

〔統一労組懇〕

八四年二月の労働省のガイドラインにたいし、最初に包括的な批判をおこなった統一労組懇の見解(要旨)は以下のとおり。

【「ガイドライン」の問題点(要旨)】

(1)「ガイドライン」という名の行政後退

「ガイドライン」の内容以前にその出し方に疑問がある。それは労働省が自らの責任において作成したものでなく、外郭団体がまとめたものを労働省が罰則なしの「指示」としたもので、労政行政の後退を物語る。

(2)労働者代表ぬきの委員会構成

(3)問題点多い「具体的目安」の内容

(1)「自主的な取組み」で罰則なし

「労働衛生管理の原則と進め方」については、「自主的な取組み」だけが強調されており、労働組合や労働者代表との事前協議を明確にしておらず、違反した使用者への規制措置も不明確で、また、「具体的な指標」も 抽象的かつ努力目標にすぎない。

- (2)目安は照明・採光グレアのみ
- (3)機器の構造・規格や一日の作業時間については規制なし、また、ディスプレイから出る放射線についても規制なし
- (4)特殊検診の義務づけなし
- (5)有害性などの事前教育にはふれず

右のような批判をふまえ、統一労組懇は「ガイドライン」の改善を労働省に求め、各企業ではその不十分さを補う内容の労使協定締結を進め、三年がかりで労働省がまとめる予定の「本格的な対策策定」にむけ働きかけを強める。(『労働運動』一九八四年六月号)。

## 〔マスコミ文化共闘〕

新聞・出版・放送など八単産で構成する全国マスコミ文化労組共闘会議は、一九八三年一二月に、「わが国では初の総合的な提起」という「VDT労働改善の提案」をまとめ、公表した。この「提案」は、機器や利用技術のあり方について定めた「構造の規格」と、作業時間や職場環境、健康管理の最低条件を示した「作業基準」の二部で構成されており、要旨は以下のとおり。

「VDT機器の構造等の規格」  
表示画面の大きさは二三×三〇センチメートル以上とする、など三四項  
「VDT作業者の作業基準」

作業時間は一日四時間(二四〇分)以内とする。一連続作業時間は四〇分以内とする。VDT機器一台あたりの気積は二五立方メートル以上とする。照度は五〇〇～七〇〇ルクスとする、など三二項目。

(『月刊いのち』一九八四年一月号)

マスコミ文化共闘は、この「提案」をもとに、八四年二月一四日、労働省にたいしVDT操作にともなう健康障害を軽減、防止するため、使用機器や作業方法についての基準を早急に作るよう要望した。(『朝日新聞』八四年二月一五日付)

## オフィスコンピュータに関する協定

オフィスコンピュータ導入や、それにとともなう環境・作業基準について、組合が要求し労使間で協定を締結する例が増加しできている。ここでは、一九八三年三月一日に結ばれた渋谷区職労のオフィスコンピュータ導入に関する協定と、八四年三月一六日締結の全国新聞情報農協連合会労働組合のオフコンの作業基準協定を、主要部分のみ抜粋してかかげる。

【収入役室オフィスコンピュータ導入に関する協定書(渋谷区職労)】

五 導入に伴う各種労働条件及び作業基準について

- (1) 昭和五八年三月三十一日現在の配置人員の削減は行わない。
- (2) 入出力作業については、同一職員の作業時間はおおむね一日二時間を超えないものとする。(中略)
- (3) キーボード操作を伴う窓口業務については、本協定締結時点において明確な判断が行えないので、実施後の状況を見て、操作時間、休憩時間を定める。
- (4) ディスプレイとの視距離は、五〇センチから七〇センチとする。
- (5) 妊婦はキーボード操作に従事させないものとする。
- (6) 従事職員の健康管理については、今後の協議により定期的な検診を行う等の対策をと

る。(中略)

(7) 同一業務について長期間固定せず随時収入役室内部における係間異動を行うものとする。

(8) 企画室電子計算機係キーオペレーターとの人事異動は行わない。

#### 六 業務委託について

導入時の当初入力以外は、原則として業務委託は行わない。(中略)

七 オフコン導入によって得られる資料は管理資料として用いないものとする。(以下略)

#### 【オフコン導入に伴う環境作業基準(金国新聞情報農協連合会労働組合)】

##### 一 作業環境

(1)作業をするため、独自の部屋を設けるか、一般デスクとは分離した状態で設置する。

(2)部屋の照度は五〇〇ルクス前後とする。

(3)採光や照明が表示画面に入らないようにまた作業者の目に直接、光が入らないよう間接照明とするか、ブラインドなどの設備を設ける。

(中略)

##### 二 作業基準

(1)作業時間は一人一日四時間(着座時間)を限度に連続作業はしない。

(2)五〇分の作業ごとに一〇分の休憩時間を設ける。(中略)

##### 三 健康診断

(1)作業予定者は配置前に適正な眼科検診及び特殊検診を行う。(以下略)

## ME導入をめぐる電機労連のガイドライン

電機労連は、一九八三年七月の大会で、ME革命に対処するためのガイドライン確立をうたい、(1)労使の事前協議制と安全衛生にたいするチェックの徹底、(2)ME機器導入にともなう人員整理を認めず、雇用の確保を図ると強調、「具体的人員整理をとともなう雇用への直接的影響が予想される場合は、ME化そのものを拒否し、実施させない」と強い姿勢を打ち出した。ついで、八四年二月の中央委員会で「ME革命下における雇用確保と労働の人間化をめざすガイドライン」を決めた。このガイドラインは、(1)労使による事前協議の徹底、(2)解雇をとともなう導入の拒否、(3)労働安全面のチェックを原則とし、雇用、勤務形態、配置転換など九項目にわたる具体的導入対策基準を示している。

主な内容は、「ME機器導入の際は設備投資計画の段階から会社に報告させ、三ヵ月前に実施計画を提示させる」「FMS(自動生産システム)などの夜間、休日操業では一人勤務を認めない」「配置転換に当たっては本人の意思を尊重し、本人、会社、労組の三者協議を深める」などである。また、ME導入による生産性向上にともなう成果配分として、労働時間短縮(現在年総実労働時間二一四八時間を一九八五年に二〇〇〇時間に)や、有給教育休暇制度創設等を求めるとしている。(『電機労連』一九八四年二月一日号、二月一五日号、『日本経済新聞』一九八四年二月一七日付)

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---